

愛知県感染症発生動向調査事業実施要綱（抜粋：様式省略）

第１ 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号、以下「法」という。）、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成１１年３月１９日付け健医発第４５８号厚生省保健医療局長通知）及び愛知県感染症予防計画に基づき、医療機関の協力を得て、感染症に関する患者情報及び病原体情報を収集及び分析し、速やかに還元することにより、感染症に対する迅速かつ的確な予防対策を確立し、感染症のまん延を未然に防止する。

第２ 対象感染症

本事業の対象感染症は別表のとおりとする。

第３ 実施主体

県及び保健所を設置する市（以下「県等」という。）が実施主体となり、県医師会等関係団体及び医療機関等関係機関の協力を得て実施する。

第４ 実施体制

事業を迅速かつ円滑に推進するため、中央感染症情報センターと基幹地方感染症情報センター、地方感染症情報センター及び保健所を結ぶコンピュータ・オンラインシステムにより実施する。

１ 基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センター

県等は、県全域の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集、分析し、全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供するため、県衛生研究所を基幹地方感染症情報センターとして位置付ける。

また、地域内の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、関係機関に提供するため、県は県衛生研究所内に、名古屋市は名古屋市衛生研究所内に、豊橋市は豊橋市保健所内に、岡崎市は岡崎市保健所内に、一宮市は一宮市保健所内に、豊田市は豊田市保健所内に地方感染症情報センターを設置する。

なお、県衛生研究所内に設置した基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センターを「愛知県基幹地方感染症情報センター」（以下「基幹情報センター」という。）及び「愛知県地方感染症情報センター」（以下「県情報センター」という。）とする。

２ 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

（１）定点把握対象の感染症について、患者情報、疑似症情報を収集するため、患者定点を保健所管内人口等を勘案して県内の医療機関の中から別紙のとおり選定し、法第１４条第１項に規定する指定届出機関として指定する。

（２）定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、指定届出機関の中から病原体定点を別紙の

とおり選定する。

なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点の中から別紙のとおり選定する。

3 感染症発生動向調査委員会

(1) 県全域の情報の収集、分析の効果的で効率的な運用を図るため「愛知県感染症発生動向調査委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、委員会に感染症情報の解析評価等を行うため、「解析評価部会」(以下「部会」という。)を設ける。

(2) 委員会の委員は、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、医師会の代表者及び各地方感染症情報センターの長等で構成するものとし、その組織及び運用に関し必要な事項は別に定める。

4 保健所

感染症患者情報、疑似症情報及び病原体情報の収集及び還元を行う。

5 感染症対策局感染症対策課

基幹情報センターから報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報について、必要に応じて関係機関へ情報提供する。

6 検査施設

衛生研究所及び保健所の検査施設は、別に定める「検査施設における病原体等検査の業務管理要領」(以下「病原体検査要領」という。)に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努める。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、全数把握対象の五類感染症、新型インフルエンザ等感染症(別表の(114)及び(115)を除く。)及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

(ア) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(別表の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、国が別に定めた基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、国が定めた様式により最寄りの保健所に届出を行う。

(イ) 全数把握対象の五類感染症(別表の(75)、(85)及び(86)を除く。)を国が定めた届出基準等通知に基づき診断した場合は、国が別に定めた基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、国が定めた様式により最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命

令を受けた場合にあっては、別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により検体等を提供する。

ウ 保健所

- (ア) アの（ア）又は（イ）の届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力する。
- (イ) イの検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査が必要と判断した場合は、病原体検査のための検体等の提供について、別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により依頼等する。
- (ウ) 保健所で検査を実施する場合には、別に定める「病原体検査要領」に基づき当該検体等を検査し、その結果を診断した医師に通知するとともに、感染症対策局感染症対策課及び県情報センターへ通知する。
- (エ) 県情報センターの感染症情報を速やかに、患者定点等の関係機関へ配布する。

エ 衛生研究所

- (ア) 保健所から検査の依頼を受けた場合には、別に定める「病原体検査要領」に基づき当該検体等を検査し、その結果を関係保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、感染症対策局感染症対策課及び県情報センターと情報共有する。

また、病原体情報を速やかに中央感染症情報センターに報告する。

- (イ) 検査のうち、実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (ウ) 患者が一類感染症と診断されている場合、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 基幹情報センター及び県情報センター

保健所等から情報の入力があり次第、登録情報の確認、患者情報の集計及び解析を行い、併せて衛生研究所から報告された病原体情報を週報（月単位の場合は月報）として、保健所、医師会等の関係機関へ提供する。

また、中央感染症情報センターからの全国情報についても同様に還元する。

カ 感染症対策局感染症対策課

基幹情報センターから報告された患者情報及び衛生研究所と情報共有した病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行うとともに、年報として関係機関へ情報提供する。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

キ 情報の報告等

- (ア) 保健所は、法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、感染症対策課に報告する。

(イ) 感染症対策課は、他自治体が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該自治体に通報する。

(ウ) (ア)、(イ) の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。

2 新型コロナウイルス感染症（別表の(114)）又は再興型コロナウイルス感染症（別表の(115)）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

新型コロナウイルス感染症又は再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、国が別に定めた基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）への入力により行う。

ただし、HER-SYS の入力環境がない場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により定める様式（別記様式6-1）により直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

また、届出後は速やかに最寄りの保健所へ電話連絡等により届出を行った旨を報告する。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により依頼等をする。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行う。

ただし、別記様式6-1により届出を受けた場合には、届出内容を HER-SYS に入力するものとする。

(イ) イの検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査が必要と判断した場合は、病原体検査のための検体等の提供について、別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により依頼等する。

(ウ) 県情報センターの感染症情報を速やかに、患者定点等の関係機関へ配布する。

エ 衛生研究所

(ア) 保健所から検査の依頼を受けた場合には、別に定める「病原体検査要領」に基づき当該検体等を検査し、その結果を関係保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、感染症対策局感染症対策課及び県情報センターへ通知する。

また、病原体情報を速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(イ) 検査のうち、実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(ウ) 県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 基幹情報センター及び県情報センター

保健所等によって HER-SYS に入力された情報について、登録情報の確認、患者情報の集計及び解析を行い、併せて衛生研究所から報告された病原体情報を週報（月単位の場合は月報）として、保健所、医師会等の関係機関へ提供する。

また、中央感染症情報センターからの全国情報についても同様に還元する。

カ 感染症対策局感染症対策課

基幹情報センターから報告された患者情報及び衛生研究所から報告された病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調製を行うとともに、年報として関係機関へ情報提供する。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

キ 情報の報告等

(ア) 保健所は、法第 12 条第 1 項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、感染症対策課に報告する。

(イ) 感染症対策課は、他自治体が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第 15 条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該自治体に通報する。

(ウ) (ア) (イ) の報告等について、HER-SYS により相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。

ク 行政検査の委託を受けている医療機関

保健所及び感染症対策局感染症対策課に必要な情報共有を行う。なお、当該情報共有は、HER-SYS への入力により行うことを基本とする。

ケ その他

HER-SYS への入力にあたっては、国からの通知や操作マニュアルに基づき適切に行うこと。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 調査単位等

ア 患者情報は、別表の(88)～(100)、(105)、(106)、(108)及び(109)については 1 週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし、別表の(101)～(104)、(107)、(110)及び(111)については、1 か月間を調査単位とする。

イ 病原体情報については、原則として 1 か月間を調査単位とする。

ただし、別表の(98)については、流行期（患者定点当たりの患者発生数が県単位で 1 を超えた時点から 1 を下回るまでの間）には 1 週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には 1 か月間を調査単位とする。

(2) 実施方法

ア 患者定点

- (ア) 患者定点は速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において国が定めた報告基準により患者発生状況の把握を行う。
- (イ) 患者定点は、それぞれ調査単位における患者発生状況等の届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、小児科定点及びインフルエンザ定点にあつては別紙様式 A により、眼科定点にあつては別紙様式 B により、S T D（性感染症）定点にあつては別紙様式 C により、基幹定点にあつては別紙様式 D により、管轄保健所に届出を行う。
- (ウ) 小児科定点、インフルエンザ定点、眼科定点及び基幹定点（別表の(91)、(105)、(106)、(108)及び(109)の患者情報に限る。）については、調査対象週の翌週の火曜日までに届出するものとする。
- (エ) S T D（性感染症）定点及び基幹定点（別表の(107)、(110)及び(111)の患者情報に限る。）については、調査対象月の翌月の 3 日までに届出するものとする。

イ 病原体定点

- (ア) 別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により、検体等及び病原体情報の提供を行う。
- (イ) 検体等は管轄保健所を経由して衛生研究所へ搬送する。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により検体等を提供する。

エ 保健所

- (ア) 患者定点から患者情報の届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合は、別に定める日までに、感染症サーベイランスシステムに入力する。
また、対象疾病の集団発生その他特記すべき情報について、県情報センターに報告する。
- (イ) ウの検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査が必要と判断した場合は、病原体検査のための検体等の提供について、別に定める「愛知県感染症発生動向調査事業（病原体情報）実施要領」により依頼する。
- (ウ) 県情報センターから還元された感染症情報の週報、月報及び感染症対策局感染症対策課から還元された感染症情報の年報を、速やかに患者定点等の関係機関へ配布する。

オ 衛生研究所

- (ア) 病原体定点から搬送された検体等を別に定める「病原体検査要領」に基づき検査し、その結果を関係保健所を経由して病原体定点に通知するとともに、病原体情報の集計及び解析結果を感染症対策局感染症対策課及び県情報センターへ報告する。

また、病原体情報を速やかに中央感染症情報センターに報告する。

- (イ) 検査のうち、実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (ウ) 県域を越えた感染症の集団発生があった場合等緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

カ 基幹情報センター及び県情報センター

- (ア) 基幹情報センターは、各地方感染症情報センターから得られた患者情報の集計及び解析を行い、衛生研究所から報告された病原体情報とともに週報（月単位の場合は月報）として、ホームページに掲載することにより情報の提供を行う。
- (イ) 県情報センターは、保健所等からの登録情報の確認、患者情報の集計及び解析を行い、週報（月単位の場合は月報）として、保健所、医師会等の関係機関へ還元するとともに、ホームページに掲載することにより情報の提供を行う。

キ 感染症対策局感染症対策課

県情報センターから報告された患者情報及び衛生研究所から報告された病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行うとともに、年報として関係機関へ情報提供する。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 実施方法

ア 疑似症定点

- (ア) 疑似症定点は速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時において国が定めた届出基準により、疑似症発生状況の把握を行う。
- (イ) 疑似症定点は、疑似症発生状況等を国が定めた様式に記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として感染症サーベイランスシステムへの入力により実施することとし、システムに入力をした場合は、保健所に随時、報告する。

イ 保健所

- (ア) 保健所は、疑似症定点において感染症サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、感染症サーベイランスシステムに入力する。なお、届出があった旨を、県情報センターに報告する。
- (イ) 県情報センターから還元された感染症情報の週報、月報及び感染症対策局感染症対策課から還元された感染症情報の年報を、速やかに疑似症定点等の関係機関へ配布する。

ウ 基幹情報センター及び県情報センター

- (ア) 県情報センターは、疑似症情報について、保健所等からの情報の入力済み報

告があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 基幹情報センターは、各地方感染症情報センターから得られた疑似症情報の集計及び解析を行い、週報（月単位の場合は月報）として、ホームページに掲載することにより情報の提供を行う。

(ウ) 県情報センターは、保健所等からの登録情報の確認、疑似症情報の集計及び解析を行い、週報（月単位の場合は月報）として、保健所、医師会等の関係機関へ還元するとともに、ホームページに掲載することにより情報の提供を行う。

また、対象疑似症の集団発生その他特記すべき情報があった場合には、中央感染症情報センターへ報告する。

エ 感染症対策局感染症対策課

県情報センターから報告された疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行うとともに、年報として関係機関へ情報提供する。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

5 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。）は、次の場合に行う。

ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生した場合

イ 五類感染症及び法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合

ウ その他知事等が特に必要と認めた場合

(2) 調査の実施にあたっては、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握に努める。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年１１月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年６月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年１１月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年５月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年９月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年３月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１０月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年５月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年７月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年９月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 8 日から施行し、平成 30 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 4 日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 11 日から施行し、令和 2 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 16 日から施行し、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症一覧

一類感染症	二類感染症	四類感染症		五類感染症		
				全数届出		指定機関届出
(1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘そう (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルグ病 (7)ラッサ熱	(8)急性灰白髄炎 (9)結核 (10)ジフテリア (11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） (12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。） (13)鳥インフルエンザ（H5N1） (14)鳥インフルエンザ（H7N9）	(20)E 型肝炎 (21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。） (22)A 型肝炎 (23)エキノコックス症 (24)黄熱 (25)オウム病 (26)オムスク出血熱 (27)回帰熱 (28)キャサヌル森林病 (29)Q 熱 (30)狂犬病 (31)コクシジオイデス症 (32)サル痘 (33)ジカウイルス感染症 (34)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。） (35)腎症候性出血熱 (36)西部ウマ脳炎 (37)ダニ媒介脳炎 (38)炭疽 (39)チクングニア熱 (40)つがつが虫病 (41)デング熱 (42)東部ウマ脳炎 (43)鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9 を除く。） (44)ニパウイルス感染症 (45)日本紅斑熱 (46)日本脳炎 (47)ハンタウイルス肺症候群	(48)B ウイルス病 (49)鼻疽 (50)ブルセラ症 (51)ベネズエラウマ脳炎 (52)ヘンドラウイルス感染症 (53)発しんチフス (54)ボツリヌス症 (55)マラリア (56)野兎病 (57)ライム病 (58)リッサウイルス感染症 (59)リフトバレー熱 (60)類鼻疽 (61)レジオネラ症 (62)レプトスピラ症 (63)ロッキー山紅斑熱	(64)アメーバ赤痢 (65)ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。） (66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 (67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。） (68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。） (69)クリプトスポリジウム症 (70)クロイツフェルト・ヤコブ病 (71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (72)後天性免疫不全症候群 (73)ジアルジア症 (74)侵襲性インフルエンザ菌感染症 (75)侵襲性髄膜炎菌感染症 (76)侵襲性肺炎球菌感染症 (77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。） (78)先天性風しん症候群 (79)梅毒 (80)播種性クリプトコックス症 (81)破傷風 (82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (84)百日咳 (85)風しん (86)麻しん (87)薬剤耐性アシネトバクター感染症	小児科	(88)RS ウイルス感染症 (89)咽頭結膜熱 (90)A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (91)感染性胃腸炎 (92)水痘 (93)手足口病 (94)伝染性紅斑 (95)突発性発しん (96)ヘルパンギーナ (97)流行性耳下腺炎
					内科・小児科	(98)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
					眼科	(99)急性出血性結膜炎 (100)流行性角結膜炎
					産婦人科等	(101)性器クラミジア感染症 (102)性器ヘルペスウイルス感染症 (103)尖圭コンジローマ (104)淋菌感染症
7 疾病	7 疾病				基幹（内科外科病院）	(91)感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。） (105)クラミジア肺炎（オウム病を除く。） (106)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。） (107)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (108)マイコプラズマ肺炎 (109)無菌性髄膜炎 (110)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (111)薬剤耐性緑膿菌感染症
					24 疾病	
					法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	
					該当なし	疑似症
4 疾病	5 疾病	0 疾病		1 疾病		